

令和6年度熊谷市農業施策に関する

意見書

熊谷市農業委員会

はじめに

令和5年4月から、農地や農業の在り方に大きな影響を及ぼす改正農地法や改正農業経営基盤強化促進法が施行されました。いわゆる「5反要件」と言われる農地の所有制限が撤廃され、農地の取得が比較的容易になりました。新規就農が進むことが期待されますが、一方で投機目的が強く疑われる案件も出てきています。また、農村の将来を見据えた新たな指針となる「地域計画」の策定に向けた素案地図作りについて、現在、意向調査を実施しているところです。これらの改正とあわせて亢進する諸物価の高騰、高齢化など、どれ一つとってもこの国の農業や農村の維持について大きな曲がり角に私たちは立っていると言わざるを得ません。

この度、熊谷市農業委員会として、農地利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等について、意見を取りまとめましたので提出いたします。

令和5年10月2日

熊谷市長 小林 哲也 様

熊谷市農業委員会

会長 木部 富次

1 遊休農地対策について

(1) 遊休農地解消のための支援

遊休農地の増大は、中小規模農家の離農が最大の要因である。中小規模農家が引き続き農業経営を続けられるよう、農作業の一部を請け負う受委託などの受け皿づくりを引き続き研究するとともに、農業用機械等の更新が離農のきっかけとならないよう支援を強化するようお願いしたい。

(2) 基盤整備事業の推進強化

未整備農地に対して、国の推奨する農地中間管理事業を活用したほ場整備について引き続き積極的に推進し、早期に解消を図られたい。また、早期着手が困難な地域においては、用水のU字溝化を推進するなど農家及び地域の負担軽減が図られるよう整備をお願いしたい。

(3) 燃料、農業資材等の高騰への更なる対応

燃料や農業資材等の高騰により、大規模農家ほど損失が大きくなっている。すでに実施している施策を拡充するとともに、情勢に応じて柔軟な対応をとるよう配慮願いたい。

2 担い手の育成・支援について

(1) 担い手農家への支援

農業収入は昨年と同額だが経費のみが増えている状況である。特に、担い手として農業に真剣に取り組む農家ほど実質所得が上がらない事態になっている。担い手が離農に追い込まれるようでは本市農業は成立しない。意欲を持って経営に取り組めるよう、経費に対する補助、農業用機械更新に対する補助などの強力な支援を引き続き検討願いたい。また、正当な対価として農産物価格の設定が行われるよう消費者に情報発信を行い、気運の醸成を図るようお願いしたい。

(2) 新規就農者支援体制の拡充

新規就農者を呼び込むための「担い手育成塾」が昨年度から再開した。入塾希望者は多いと聞き、一筋の光明に感じられる。こうした者が本市に定着することは、遊休農地の復元などもさることながら、地域の活性化にも直結することである。「担い手育成塾」等の新規就農者への対策を一層拡充してもらいたい。

3 農地の有効利用の推進について

(1) 農地中間管理事業の丁寧な説明

「人・農地関連法」により、令和7年度より農地の貸借が農地中間管理事業に一本化される。国の方針が固まり次第、中間管理事業に関する説明会をこまめに実施するなど、「地域計画」にスムーズに移行する下地とするためにも、中間管理制度とそれに付随する補助金等の諸制度について農家が正しく理解し、浸透するように対応願いたい。

(2) 多様な第三者への経営継承の実現

本市においても、第三者への経営継承が行われるようになってきているがまだ少数にとどまっている。農地や農業資産の有効活用のためにも、第三者経営継承に関する関心を高め、農業経営を次の代に移譲する際の有力な選択肢として認識されるよう説明会や広報を行うとともに、多様な新規就農者の希望とのマッチングが図られるよう施策を展開してもらいたい。

4 その他

(1) 市民農園増設の推進

集約化が見込めない利用状況の低い農地の遊休化の抑止を目的として、中間管理事業を利用した市民への農地の貸借について研究を進めてもらいたい。

(2) 熊谷特産農産物の研究の推進

熊谷ブランドの育成支援について、認定や短期の助成にとどまらず、一過性ではない特産化を図るために長期的な視点に立って販路開拓や効果的な広報宣伝を引き続き研究されたい。

(3) 交付対象外水田の廃止

交付対象外水田は、農地の集団化や貸借において大きな支障となっている。結果として農地の遊休化の原因ともなっているところである。関係機関に対して交付対象外水田の廃止について、粘り強く働きかけをお願いしたい。